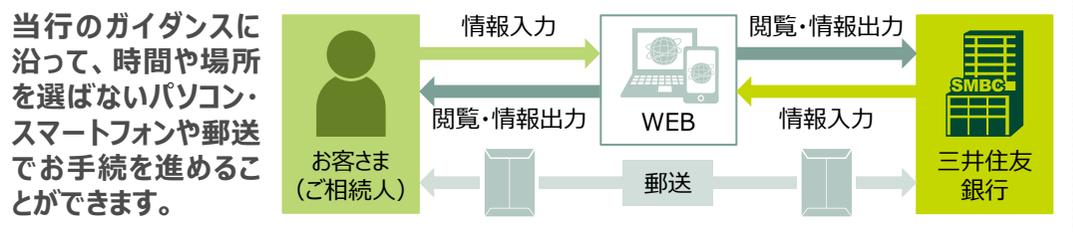


相続手続 - お手続の流れ -

らくらくサービス



サービスの進捗

	① WEB入力 (2回)	② 戸籍謄本収集 委任状送付	③ 委任契約	④ 財産調査	⑤ 財産目録 作成	⑥ 遺産分割協議書 作成	⑦ 換金 不動産登記	⑧ 終了報告書 作成	⑨ 分配金振込
お客さま	【1回目】 代表相続人、 被相続人情報 【2回目】 その他相続人情報、 代表相続人の 当行口座番号、 被相続人の財産 情報	謄本収集費用 40,000円～ 60,000円 (税込) 《2》 到着書類の記入、 当行提携司法書士 へ送付 《3》 収集完了後、 謄本収集費用を 支払	基本報酬 385,000円 (税込) 【2】 委任契約書の受領、 署名捺印の上返送 ※印鑑登録証明書 2通を同封 ※代表相続人は被 相続人の通帳等・ 権利証も同封		《2》 財産目録を受領・ WEB確認 《3》 財産目録を参照し、 相続人皆さまで 遺産分割協議	【1】 代表相続人が 配分内容を WEB画面に入力 【3】 各相続人が遺産分 割協議書に署名捺 印し、代表相続人 が返送		登記費用実費 【2】 終了報告書を受領・ WEB確認	【該当の場合】 オプション料
銀行	1回目入力後、 代表相続人へ 架電確認	《1》 戸籍謄本収集 委任状を代表 相続人へ郵送 《2》	本人限定受取郵便 【1】 各相続人へ 委任契約書を郵送 【3】 代表相続人指定の 口座から基本報酬 引き落とし	WEB入力済の 財産情報等をもとに、 各金融機関へ残高 証明書発行を依頼 調査に約2ヵ月	《1》 財産目録を作成後、 郵送・WEB掲載 【2】 文書化した 遺産分割協議書を 代表相続人へ郵送	各金融機関へ 換金手続を依頼 換金に約1～2ヵ月 不動産登記手続を 司法書士へ依頼	【1】 各相続人へ 終了報告書を 郵送・WEB掲載 【3】 登記費用 (実費) を分配金から引き落 とし	各相続人指定の 口座へ分配金を 振込 【該当の場合】 オプション料を分配金 から引き落とし	
司法書士		《2》 戸籍収集に 約1ヵ月半				不動産登記に 約2ヵ月			